

装官人第1528号
令和6年2月1日

防 衛 技 監
長 官 官 房 各 装 備 官
長 官 官 房 審 議 官
長 官 官 房 総 務 官
長 官 官 房 人 事 官
長 官 官 房 会 計 官 殿
長官官房監察監査・評価官
長官官房各装備開発官
長官官房艦船設計官
各 部 長
施 設 等 機 関 の 長

防衛装備庁長官
(公印省略)

防衛装備庁における退職者に対する表彰について（通達）

標記について、下記のとおり定めたので通達する。

なお、防衛装備庁における退職者に対する表彰状の授与について（装官人第45号。27.10.1）は、廃止する。

記

1 目的

この通達は、防衛装備庁の発展のために貢献し、防衛装備庁を退職する職員に対して、その在職期間における労苦に謝意を表すための表彰について、必要な事項を定めることを目的とする。

2 表彰の方法等

- (1) 表彰は、別記様式第1による表彰状を授与して行うものとする。
- (2) 表彰状の授与は、退職の日付で行うものとする。
- (3) 表彰状は、防衛装備庁長官（以下「長官」という。）が授与するものとする。
- (4) 表彰状には、副賞として記念品を添えることができるものとする。

3 表彰の対象となる職員

防衛装備庁の発展のために貢献したと認められる者であって、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 定年退職、応募認定退職又は事務都合退職をする者
- (2) 依願退職をする者については、防衛省永年勤続者表彰実施基準（防人1第3085号。50．7．14）別紙の第2項第1号アに該当して防衛大臣の表彰を受けた者
- (3) 死亡退職をした者
- (4) その他長官が認めた者

4 表彰の対象となる職員から除外される者

- (1) 自衛隊法（昭和29年法律第165号）第46条の規定により懲戒処分を受け、当該処分の日から1年を経過しない者
- (2) 自衛隊法第43条第2号の規定により休職にされている者
- (3) その者の非違により退職する者
- (4) 職員たるにふさわしくない行為により死亡した者
- (5) 前各号に掲げる者のほか、長官が適当でないと認めた者

5 表彰の上申

長官官房各装備官、長官官房審議官、各部長及び施設等機関の長は、第3項に規定するものについて、別記様式第2に必要事項を記入し、その都度長官に上申するものとする。

別記様式第1 (第2項関係)

氏	防衛裝備庁長官	(元号)	年	月	日
名					
印					

別記様式第2（第5項関係）

表彰状被授与者候補名簿

所属	官職 (級)	氏 名	採用年月日 (在職年数)	功績の概要	所属長の所見

所属長：第5項に規定する長官官房各装備官、長官官房審議官、各部長及び施設等機関の長とする。